

鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「犯罪行為」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の遺族又は犯罪行為により重症病を負った者に犯罪被害者等見舞金を交付する市町村を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第3欄に掲げる者に対して見舞金を交付する同表の第1欄に掲げる者に対し、本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる経費の額に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）以下とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、毎年3月10日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条第1項の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。
 - 3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第4号によるものとする。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 事業実施主体	2 補助対象経費	3 見舞対象者	4 補助率
市町村	<p>当該年度の4月1日以降に交付した犯罪被害者等への見舞金。</p> <p>(1) 遺族見舞金 (2) 傷害見舞金</p>	<p>(1) 遺族見舞金 死亡被害者の死亡の時に おいて、以下のいずれかに 該当する者のうち、市町村 長が支給を受けるべき第1 順位にあると認めた遺族。 ・死亡被害者の配偶者（婚 姻の届出をしていない が、事実上婚姻関係と同 様の事情にあった者を含 む。）、子、父母、孫、祖 父母及び兄弟姉妹その他 市町村長が適当と認めた 親族</p> <p>(2) 傷害見舞金 負傷又は疾病（精神的な 疾病を含む。）により、そ の治療に要する期間が1月 以上であると医師により診 断された者とする。</p>	<p>市町村交付額の2分の1</p> <p>ただし、2（1）につい ては死亡被害者1人につき 150千円を上限とし、 2（2）については被害者 1人につき50千円を上限 とする。</p>

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者

年度鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金交付申請書兼実績報告書

鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

記

補助事業等の名称	鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金
算定基準額	
交付申請額 (実績額)	
添付書類	1 事業計画（報告）書 2 収支予算（精算）書

様式第2号（第5条関係）

年度鳥取県犯罪被害者等見舞金給付事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		県 費 (A)	そ の 他 (B)	
1 犯罪被害者等見舞金給付事業 (1)遺族見舞金 (2)傷害見舞金	円	円	円	
計				

4 添付書類

- (1) 市町村における補助金交付要綱
- (2) 予算措置状況が分かるもの
- (3) 交付状況一覧（別紙様式）

様式第3号（第5条関係）

年度鳥取県犯罪被害者等見舞金給付事業補助金収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金 市町村費	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
鳥取県犯罪被害者等見 舞金給付事業補助金	円	円	円	円	
合 計					

別紙様式

交付状況一覧

No.	見舞金種類	被害年月日	交付額	交付日

第 号
年 月 日

市町村長 様

鳥取県知事

年度鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金交付決定及び交付額決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、前記2の（2）の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。